

< 開発事業に係る申請書類（規則第18条関係） >

申請書類	概要(申請書第二面)	付近見取図	委任状	近隣関係者の範囲図	近隣関係者名簿	近隣説明結果報告書	土地の登記事項証明書	同意書	公図の写し	求積図	土地利用計画図	造成計画平面図	造成計画断面図	予定建築物平面図	予定建築物立面図	予定建築物断面図	給水施設計画平面図	排水施設計画平面図	(構造及び計算式を含む)	緑化計画図	植栽図	消防水利施設設置図	ごみ集積所設置図	駐車施設設置図	環境法令該当確認書	その他
…必要な図書 …物件により必要な図書 …中高層建築物 提出部数…正本、正本の写し各一部	開発指導課 低層棟2階 04(2998)9379	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	開発指導課必要図書 管理規約等 管理者表示板の様 葬祭場等建築に係る 周辺環境配慮計画書 説明会議事録
街づくり計画部	開発指導課 低層棟2階 04(2998)9379	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	正本及び正本の写し (計2部) ファイルとじ込み

< 審査・協議用図書一覧 >

必要図書	連絡先	概要(申請書第二面)	付近見取図	公図の写し	求積図	土地利用計画図	造成計画平面図	造成計画断面図	予定建築物平面図	予定建築物立面図	予定建築物断面図	給水施設計画平面図	排水施設計画平面図	(構造及び計算式を含む)	緑化計画図	植栽図	消防水利施設設置図	ごみ集積所設置図	駐車施設設置図	環境法令該当確認書	別途各課必要図書				
…必要な図書 …物件により必要な図書 …中高層建築物 …分譲の共同住宅 …協議結果とりまとめ課																									
市民部	防犯交通安全課	低層棟1階 04(2998)9140	○	○					○														○		自動車・自転車駐車施設の整備に関する計画書
	地域づくり推進課	高層棟5階 04(2998)9083	○	○					○																
環境クリーン部	資源循環推進課	高層棟5階 04(2998)9146	○	○		○																			
	環境対策課	高層棟5階 04(2998)9230	○	○	○	○			○	○			○											○	
	生活環境課	高層棟5階 04(2998)9370	○	○																					
	みどり自然課	高層棟5階 04(2998)9373	○	○		○			○						○	○									緑化計画書 平面図は1階のみ
	収集管理事務所	収集管理事務所 04(2946)5353	○	○																					ごみ集積所設置・移転に関する現地調査依頼書
建設部	建設総務課	低層棟2階 04(2998)9171	○	○	○	○																			道水路境界確定図又は境界確定証明書
	道路建設課	低層棟2階 04(2998)9172	○	○	○	○																			都市計画道路が重なる場合、添付図書に計画線明示
	道路維持課	低層棟2階 04(2998)9168	○	○		○																			道路縦横断面図(道路の帰属が発生する場合)
	公園課	高層棟7階 04(2998)9196																							公園整備に関する計画書(公園の帰属が発生する場合)
	河川課	高層棟7階 04(2998)9375	○	○		○	○						○												雨水抑制協議書
街づくり計画部	都市計画課 (は、準工業地域の中高層建築物の建築に限る。)	高層棟5階 04(2998)9192																							新築マンション管理事項届出書、管理規約等の案、長期修繕計画の案
上下水道局	下水道維持課	上下水道局庁舎2階 04(2921)1022	○	○	○	○			○	○			○	○											
	下水道整備課	上下水道局庁舎3階 04(2921)1023	○	○	○	○			○	○			○	○											
	窓口サービス課 水道担当	上下水道局庁舎1階 04(2921)1086	○	○	○	○			○	○			○	○											
	窓口サービス課 排水設備担当	上下水道局庁舎1階 04(2921)1086	○	○	○	○			○	○			○	○											
教育委員会	市立埋蔵文化財調査センター	市立埋蔵文化財調査センター 04(2947)0012	○	○																					
	学校教育課	高層棟6階 04(2998)9238	○	○																					
埼玉西部消防局	消防管理課 (開発指導課)	所沢中央消防署 04(2929)9124 所沢東消防署 04(2998)1191	○	○					○																
合計(最大枚数)			20	20	6	8	16	10	10	12	7	6	3	6	1	1	1	1	2	1	各課分ホチキス止め等(ファイルとじ込み不要)				

< 手続区分表 >

開発事業区域面積	手続区分	協議先
2,000㎡未満	手続1	手続1…街づくり計画部、市民部、環境クリーン部、建設部、上下水道局、教育委員会、〔危機管理室、福祉部(高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課)〕
建築物の最高の高さ15m以上 地上5階以上 建築物の延べ面積6,000㎡以上	手続2	手続2…街づくり計画部、市民部、環境クリーン部、建設部、上下水道局、教育委員会、埼玉西部消防局〔所沢中央消防署(消防管理課)又は所沢東消防署(消防管理課)〕、〔危機管理室、福祉部(高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課)〕
2,000㎡以上	手続2	
ア 開発事業区域の面積が10,000㎡以上 イ 100戸以上の共同住宅又は延べ面積が10,000㎡以上の建築物の建築	手続3	手続3…大規模開発事業(協議先は手続2と同様) 開発事業の種類により危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課との協議が必要となります。協議が必要なときは、それぞれの所管より連絡します。